

## 電波法施行規則の一部を改正する省令案の概要

### 1 命令等の題名

電波法施行規則の一部を改正する省令

### 2 根拠となる法令の条項

電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 25 条第 2 項

### 3 改正の概要

無線局混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置に係る無線局情報提供の請求に際して提示を求める書類についての規定の明確化

ア 電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第 11 条の 2 の 4 第 5 項に“法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類”の例示として“行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード”を加える。

イ 電波法施行規則第 11 条の 2 の 4 第 5 項に“法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類”の例示として規定されている“健康保険の被保険者証”を“健康保険の資格確認書”のように改める。

### 4 施行期日

意見募集の結果及び根拠法令の施行期日等を踏まえ、速やかに施行する。